

議案第19号

みよし市移動等円滑化のために必要な特定道路の構造に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年3月2日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の一部改正に伴い必要があるからである。

みよし市移動等円滑化のために必要な特定道路の構造に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

みよし市移動等円滑化のために必要な特定道路の構造に関する基準を定める条例（平成
24年みよし市条例第44号）の一部を次のように改正する。

目次中「歩道等」を「歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造」に、「立体横断施設」
を「立体横断施設の構造」に、「乗合自動車停留所」を「乗合自動車停留所の構造」に、「自
動車駐車場」を「自動車駐車場の構造」に改める。

第2条中「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」を「移
動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の
方法に関する基準を定める省令」に改める。

「第2章 歩道等」を「第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造」に改める。

第3条中「設ける道路」の次に「、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路」を加え
る。

第4条第1項中「平成24年みよし市条例第43号」の次に「。以下「道路構造条例」
という。」を加え、同条第2項中「みよし市道路構造の技術的基準を定める条例」を「道路
構造条例」に改め、同条第3項中「又は」を「若しくは」に改め、「という。）」の次に「又
は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」とい
う。）」を、「当該歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同項を同条第5
項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第40条第1項に規定する幅員の
値以上とするものとする。

4 歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第41条第1項に規定する幅員の値以上
とするものとする。

第5条第1項及び第2項中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第6条第1項中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第2項
中「除く。）」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

「第3章 立体横断施設」を「第3章 立体横断施設の構造」に改める。

第12条第2号中「装置」を「設備」に改め、同条第5号中「により、籠外から籠内が」
を「又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者
と籠内にいる者が互いに」に改め、同条第8号、第9号及び第13号中「装置」を「設備」

に改める。

第13条中「以下」を「以下この条において」に改める。

「第4章 乗合自動車停留所」を「第4章 乗合自動車停留所の構造」に改める。

「第5章 自動車駐車場」を「第5章 自動車駐車場の構造」に改める。

第31条第1項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加える。

第32条中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第33条第1項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の道路等については、この条例による改正後のみよし市移動等円滑化のために必要な特定道路の構造に関する基準を定める条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

みよし市移動等円滑化のために必要な特定道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 <u>歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造</u>（第3条—第10条）</p> <p>第3章 <u>立体横断施設の構造</u>（第11条—第16条）</p> <p>第4章 <u>乗合自動車停留所の構造</u>（第17条・第18条）</p> <p>第5章 <u>自動車駐車場の構造</u>（第19条—第29条）</p> <p>第6章以下 略</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、法及び<u>移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令</u>（平成18年国土交通省令第116号）において使用する用語の例による。</p> <p><u>第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造</u></p> <p>（歩道）</p> <p>第3条 道路（自転車歩行者道を設ける道路、<u>自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路</u>を除く。）には、歩道を設けるものとする。</p> <p>（有効幅員）</p> <p>第4条 歩道の有効幅員は、みよし市道路構造の技術的基準を定める条例（平成24年みよし市条例第43号、<u>以下「道路構造条例」という。</u>）第11条第3項に規定する幅員の値以上とするものとする。</p> <p>2 自転車歩行者道の有効幅員は、<u>道路構造条例第10条第2項</u>に規定する幅員の値以上とするものとする。</p> <p>3 <u>自転車歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第40条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。</u></p> <p>4 <u>歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第41条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。</u></p> <p>5 <u>歩道若しくは自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）の有効幅員は、当該歩道等又は自転車歩行者専用道路等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。</u></p> <p>（舗装）</p> <p>第5条 歩道等<u>又は自転車歩行者専用道路等</u>の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 歩道等<u>又は自転車歩行者専用道路等</u>の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。</p> <p>（勾配）</p> <p>第6条 歩道等<u>又は自転車歩行者専用道路等</u>の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 <u>歩道等</u>（第3条—第10条）</p> <p>第3章 <u>立体横断施設</u>（第11条—第16条）</p> <p>第4章 <u>乗合自動車停留所</u>（第17条・第18条）</p> <p>第5章 <u>自動車駐車場</u>（第19条—第29条）</p> <p>第6章以下 略</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、法及び<u>移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令</u>（平成18年国土交通省令第116号）において使用する用語の例による。</p> <p><u>第2章 歩道等</u></p> <p>（歩道）</p> <p>第3条 道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。</p> <p>（有効幅員）</p> <p>第4条 歩道の有効幅員は、みよし市道路構造の技術的基準を定める条例（平成24年みよし市条例第43号）第11条第3項に規定する幅員の値以上とするものとする。</p> <p>2 自転車歩行者道の有効幅員は、<u>みよし市道路構造の技術的基準を定める条例第10条第2項</u>に規定する幅員の値以上とするものとする。</p> <p>3 歩道<u>又は</u>自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。</p> <p>（舗装）</p> <p>第5条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。</p> <p>（勾配）</p> <p>第6条 歩道等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。</p>

みよし市移動等円滑化のために必要な特定道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>2 歩道等（車両乗入れ部を除く。）<u>又は自転車歩行者専用道路等</u>の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。</p> <p><u>第3章 立体横断施設の構造</u> （エレベーター）</p> <p>第12条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる<u>設備</u>が設けられているものに限る。）にあつては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(5) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること<u>又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造とすること。</u></p> <p>(6)及び(7) 略</p> <p>(8) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する<u>設備</u>を設けること。</p> <p>(9) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる<u>設備</u>を設けること。</p> <p>(10)～(12) 略</p> <p>(13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる<u>設備</u>を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる<u>設備</u>が設けられている場合においては、この限りでない。</p> <p>（傾斜路）</p> <p>第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。<u>以下この条において同じ。</u>）は、次に定める構造とするものとする。</p> <p>(1)以下 略</p> <p><u>第4章 乗合自動車停留所の構造</u> <u>第5章 自動車駐車場の構造</u> （視覚障害者誘導用ブロック）</p> <p>第31条 歩道等、<u>自転車歩行者専用道路等</u>、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。</p> <p>2以下 略 （休憩施設）</p> <p>第32条 歩道等<u>又は自転車歩行者専用道路等</u>には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、</p>	<p>2 歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。</p> <p><u>第3章 立体横断施設</u> （エレベーター）</p> <p>第12条 同左</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる<u>装置</u>が設けられているものに限る。）にあつては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(5) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること<u>により、籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすること。</u></p> <p>(6)及び(7) 略</p> <p>(8) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する<u>装置</u>を設けること。</p> <p>(9) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる<u>装置</u>を設けること。</p> <p>(10)～(12) 略</p> <p>(13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる<u>装置</u>を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる<u>装置</u>が設けられている場合においては、この限りでない。</p> <p>（傾斜路）</p> <p>第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。<u>以下同じ。</u>）は、次に定める構造とするものとする。</p> <p>(1)以下 略</p> <p><u>第4章 乗合自動車停留所</u> <u>第5章 自動車駐車場</u> （視覚障害者誘導用ブロック）</p> <p>第31条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。</p> <p>2以下 略 （休憩施設）</p> <p>第32条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するた</p>

みよし市移動等円滑化のために必要な特定道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>(照明施設)</p> <p>第33条 歩道等、<u>自転車歩行者専用道路等</u>及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等、<u>自転車歩行者専用道路等</u>及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</p> <p>2 略</p>	<p>めの施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>(照明施設)</p> <p>第33条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</p> <p>2 略</p>